

# 健康長寿おきなわ復活推進本部設置要綱

## (目的)

第1条 健康は、県民一人一人が豊かな人生を送るための基盤であり、県民すべての願いです。国が公表した平成22年の都道府県別生命表で、沖縄県の平均寿命は、男女とも平成17年の平均寿命より延伸したが、全国順位では、男性が平成17年の25位から30位へ、女性は1位から3位へ順位を下げ、厳しい結果となっている。

21世紀ビジョン基本計画に掲げている「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り、男女とも平均寿命日本一復活を目指して、県民の健康づくりに関する総合的な施策の推進を図るため、健康長寿おきなわ復活推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の健康づくりに関する施策の推進、連携及び調整に関すること。
- (2) その他県民の健康づくりの推進に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は副知事をもって充てる。
- 4 本部員は「別表第1」に掲げる職にある者をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、保健医療部を担当する副知事を第1順位とする。

## (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

## (幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事で組織する。
- 3 会長は、保健衛生統括監をもって充て、副会長は、健康長寿課長をもって充てる。
- 4 幹事は「別表第2」に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、幹事会を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。
- 8 会長は、必要に応じて関係者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

### (作業部会)

- 第7条 幹事会に、必要に応じ、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、幹事会に付議する事項について調査審議する。
  - 3 作業部会は、部会長及び部会員で組織する。
  - 4 部会長は、幹事長が指名する者をもって充てる。
  - 5 部会員は部会長が指名する者をもって充てる。
  - 6 作業部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別途定める。

### (庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康長寿課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年6月24日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月26日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

|            |
|------------|
| 知事公室長      |
| 総務部長       |
| 企画部長       |
| 環境部長       |
| 子ども生活福祉部長  |
| 保健医療部長     |
| 農林水産部長     |
| 商工労働部長     |
| 文化観光スポーツ部長 |
| 土木建築部長     |
| 教育長        |

## 別表第2 (第6条関係)

|   |   |
|---|---|
| <p>(知事公室)<br/>広報課長</p> <p>(総務部)<br/>総務私学課長<br/>職員厚生課長</p> <p>(企画部)<br/>企画調整課長<br/>交通政策課長</p> <p>(環境部)<br/>環境政策課長</p> <p>(子ども生活福祉部)<br/>福祉政策課長<br/>高齢者福祉介護課長<br/>青少年・子ども家庭課長<br/>子育て支援課長<br/>消費・暮らし安全課長<br/>女性力・平和推進課長</p> <p>(保健医療部)<br/>保健医療総務課長<br/>医療政策課長<br/>衛生薬務課長<br/>国民健康保険課長<br/>地域保健課長</p> | <p>(農林水産部)<br/>農林水産総務課長<br/>園芸振興課長<br/>糖業農産課長<br/>水産課長<br/>流通・加工推進課長<br/>畜産課長<br/>森林管理課長</p> <p>(商工労働部)<br/>産業政策課長<br/>労働政策課長</p> <p>(文化観光スポーツ部)<br/>観光政策課長<br/>スポーツ振興課長</p> <p>(土木建築部)<br/>土木総務課長<br/>道路街路課長<br/>道路管理課長<br/>都市計画・モノレール課長<br/>都市公園課長</p> <p>(教育庁)<br/>総務課長<br/>保健体育課長<br/>義務教育課長<br/>生涯学習振興課長</p> |
|---|---|